

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年11月15日）

提案課名 総合政策課

報告者名 岩淵 哲朗

事案名	秦野ガス株式会社及び東京ガス株式会社との包括連携協定について	資料 ㊟
提案趣旨	<p>国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、経済と環境の好循環を生み出す脱炭素社会の実現を目指しています。また、近年、激甚化・頻発化する気象災害は、地球温暖化の影響がその背景にあるといわれており、防災・減災の観点からも、取組の推進が求められています。</p> <p>こうした国の動きを受け、本市では、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、今年度末を目途に策定する「地球温暖化対策実行計画」に基づき、様々な取組を進めることとしています。</p> <p>このたび、秦野ガス株式会社及び東京ガス株式会社と連携し、カーボンニュートラルのまちづくり（「ゼロカーボンシティ」の実現）による恵み豊かな環境の保全、市民の安全で安心な暮らしの実現及び市民との共創によるまちづくりを進めるため、包括連携協定を締結するものです。</p>	
概要	<ol style="list-style-type: none">1 協定の名称 秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社との包括連携に関する協定書2 協定締結予定日 令和3年11月22日（月）3 協定の相手方 (1) 秦野ガス株式会社 (2) 東京ガス株式会社4 包括連携協定に基づく連携事項 (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関すること (2) 安全で安心な暮らしの実現に関すること (3) 市民との共創によるまちづくりに関すること (4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること (5) その他市民サービスの向上に関すること	
経過	令和3年 7月～ 〃	包括連携協定に係る秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社からの提案 庁内関係課との打ち合わせ
今後の進め方	令和3年11月 〃	包括連携協定を締結 定期的に協議の場を設け、順次、取組を実施

秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社との 包括連携に関する協定の概要

令和 3 年 1 1 月 2 2 日 総合政策課作成

国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、経済と環境の好循環を生み出す脱炭素社会の実現を目指しています。また、近年、激甚化・頻発化する気象災害は、地球温暖化の影響がその背景にあるといわれており、防災・減災の観点からも、取組の推進が求められています。

こうした国の動きを受け、市では、2050年までに市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、今年度末を目途に策定する「地球温暖化対策実行計画」に基づき、様々な取組を進めることとしています。

このたび、総合計画に掲げる「市民・事業者・行政が一体となったまちづくりの推進」のもと、秦野ガス株式会社及び東京ガス株式会社と連携し、カーボンニュートラルのまちづくり（「ゼロカーボンシティ」の実現）による恵み豊かな環境の保全、市民の安全で安心な暮らしの実現及び市民との共創によるまちづくりにつなげるものです。

1 協定締結日

令和 3 年 1 1 月 2 2 日（月）

2 包括連携協定に基づく連携事項

- (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関すること。
- (2) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- (3) 市民との共創によるまちづくりに関すること。
- (4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
- (5) その他市民サービスの向上に関すること。

3 協定に基づく主な取組内容

- (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関すること。
 - ア エネルギー政策の先進事例や技術革新等に係る情報提供
 - イ 公共施設への再生可能エネルギーの導入に向けた共同検証

(2) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。

- ア 非常時の地域防災の強化に向けた取組
- イ 道路損傷や不法投棄の情報提供

(3) 市民との共創によるまちづくりに関すること。

- ア 環境・防災に関する出張授業の実施
- イ 職場見学・職業体験の受入れ協力
- ウ 地域と協働した環境・防災・食育に関するイベントやワークショップ等の開催
- エ 地域の生産者と協働した料理教室の開催等、地産地消の推進や環境に配慮した食育の推進

(4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。

- ア イベントの開催等を通じた秦野名水や地場産農産物等の魅力発信

5 協定締結後の対応

(1) 定期的な協議の場の設置

連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行う。

(2) 情報提供方法の工夫

円滑な情報提供を行うため、連携事項の所管課名、連絡先の一覧表や報告様式を定めるとともに、電話、ファクスのほか、市公式LINEや電子メールなど、様々な媒体を活用できるようにする。

6 全国・県内自治体の包括連携協定の締結状況

本協定は、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社が、地方自治体とともに「カーボンニュートラルのまちづくり」を目指して締結する初めての包括連携協定となる。

秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社との
カーボンニュートラルのまちづくりに向けた
包括連携に関する協定書

令和3年11月22日

秦 野 市

秦野ガス株式会社

東京ガス株式会社

秦野市、秦野ガス株式会社、東京ガス株式会社との
カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）、秦野ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東京ガス株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおりカーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用することにより、カーボンニュートラルのまちづくりによる恵み豊かな環境の保全、市民の安全で安心な暮らしの実現及び市民との共創によるまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関すること。
- (2) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- (3) 市民との共創によるまちづくりに関すること。
- (4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
- (5) その他市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に定める連携事項の具体的な取組内容及び実施方法等については、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙及び丙は、甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（情報開示等の取扱い）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た情報等を第三者に開示又は提供等をするときは、相手方の承認を得るものとする。本協定が終了した後も、また、同様とする。

(協定の有効期間等)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

2 甲、乙又は丙は、正当な理由により本協定を解除しようとするときは、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和3年11月22日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋昌和

乙 秦野市室町2番11号
秦野ガス株式会社
代表取締役社長 友添修吾

丙 東京都港区海岸一丁目5番地20号
東京ガス株式会社
代表執行役社長 内田高史